

野沢温泉村における 観光税・観光振興財源の導入について

野沢温泉村における観光税（案）

名称	宿泊税
目的	持続可能な観光地経営
納税義務者等	納税義務者：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊者 課税客体：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 課税標準：1人1泊当たりの宿泊料金 注：検討委員会では、野沢温泉村の特性を踏まえ、宿泊税は定率課税とすることが望ましいとの意見で一致したため、本案は定率課税を前提としている。
徴収方法 （長野県に準じる）	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者による特別徴収
特別徴収義務者報償金 （長野県に準じる）	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）
税率	3.5%（県税分である100円を税額控除した額が村税） 注：税率設定は以下の点も踏まえたもの。 ① 長野県の租税調整の仕組みにより、村税の税率設定によっては宿泊料金帯によって税率が変動する可能性がある（P.4「（参考）宿泊料金による税率変動の課題」参照）。 ② 宿泊料金に応じて税率が変動する制度設計は、特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担を著しく増加させるため、実務上適当ではない。
課税免除 （長野県に準じる）	幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ※学校、施設の長が証明するものに限る
免税点 （長野県に準じる）	1人1泊 6,000 円未満の宿泊 注：公平性の観点から免税点を設けない考え方もあるが、長野県宿泊税の制度設計との整合を図る観点から、長野県に準じた設定とする。
使途（方向性）	体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等 注：宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置し、当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとする。
制度開始日（予定）	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、2026年6月1日
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討。 また、税率については、長野県宿泊税の「税率の特例」終了又は制度変更の発生を見据え、必要な見直しを実施。

(参考) 宿泊料金による税率変動の課題

- 長野県宿泊税条例における租税調整および免税点の仕組みを踏まえると、税率（県税＋村税）は、以下の水準を下回って設定した場合、宿泊料金によって税率が変動することとなる。
 - 施行日の3年後まで：3.33…%
 - 施行日の3年後以降：5%

長野県による
租税調整（概略）

～施行日の3年後

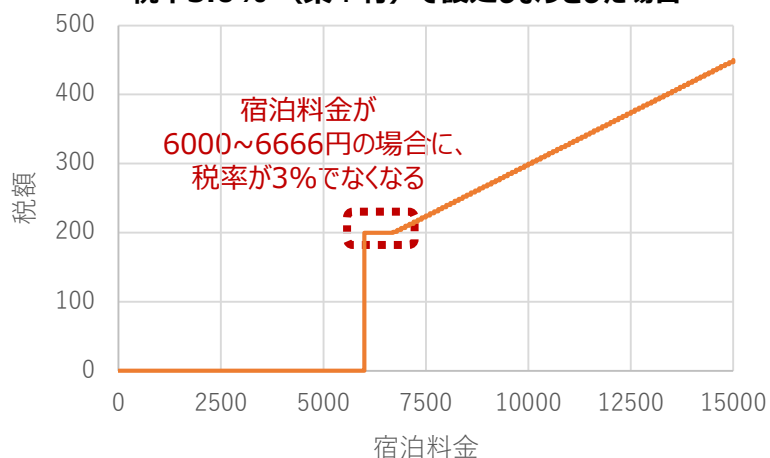
条件 (村税額)	県税額	合計額 (県＋村)
100 円以上	100 円固定	村税＋100 円
100 円未満	200 円－村税	常に200 円

施行日の3年後～

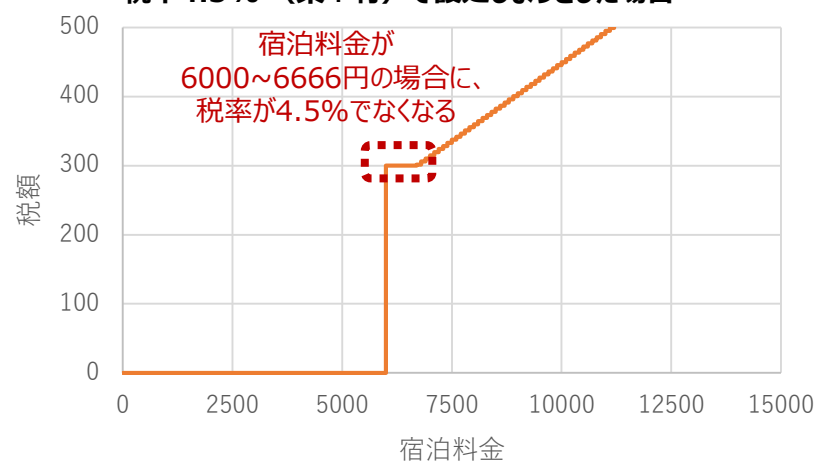
条件 (村税額)	県税額	合計額 (県＋村)
150 円以上	150 円固定	村税＋150 円
150 円未満	300 円－村税	常に300 円

野村温泉村における
宿泊客視点での宿泊税率

税率3.0%（県＋村）で設定しようとした場合

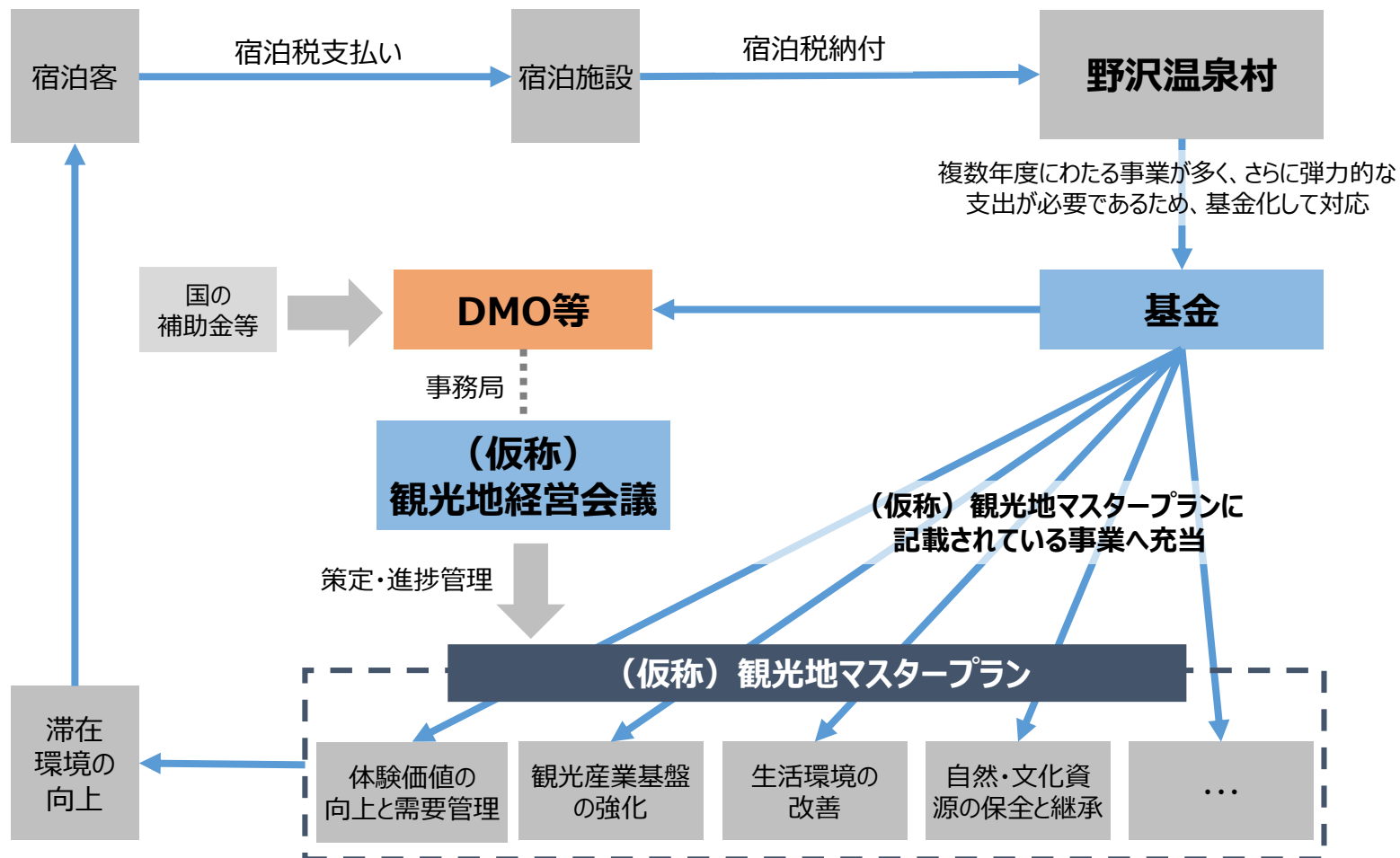


税率4.5%（県＋村）で設定しようとした場合



ガバナンス（管理方法）のイメージについて

- 宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置する。
- 当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は「（仮称）観光地経営会議」が行う。



答申書に記載すべき留意事項について

- その他の観光税・観光振興財源について
 - 公平な負担の観点から、宿泊を伴わない観光客（日帰り客）からも応分の負担を徴収する仕組み（例：リフト税、リフト協力金等）について、引き続き調査・検討を行うこと。
- 使途について
 - 宿泊税を充当して実施する事業の詳細は、観光関連団体や観光事業者等と協働し、「（仮称）観光地マスタープラン」において明示すること。
- ガバナンスについて
 - 使途の明確化および事業効果の最大化のため、宿泊税に基づく財源の受け皿となる基金を創設すること。
 - 当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は「（仮称）観光地経営会議」が行うこと。
 - 「（仮称）観光地経営会議」の事務局は、地域DMOである（一社）野沢温泉マウンテンリゾート観光局が担うこと。
- 導入およびその後の展開について
 - 税の導入に伴う特別徴収義務者の経費負担に十分配慮し、導入後も事務負担や徴収コストへの配慮を継続すること。
 - 税率その他の制度設計については、長野県宿泊税の運用状況・制度設計を注視しつつ、定期的な見直しを行うこと。

本資料を踏まえて、9/5（金）までにご意見をいただきたいポイント

- ① 宿泊税の設計について
- ② ガバナンス（管理方法）のイメージについて
- ③ 答申書に記載すべき留意事項について
- ④ その他